



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

アニメの制作現場における クリエイターの取引環境に係る実態調査について 【概要】

令和7年12月



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

閣議決定

**● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)**

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、(令和7年)年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」

**● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
(令和7年6月13日閣議決定)**

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

ヒアリング調査

- 令和7年1月から、業界の概要や実態、問題点等の情報収集を行うために、制作会社、様々な職種のクリエイター（フリーランス）、業界団体、製作委員会等に対してヒアリングを実施

(ヒアリング実施対象者数)

	アニメ分野
制作会社	34
フリーランス (※)	16
業界団体	4
製作委員会等	14
有識者 (弁護士・学者等)	7
合計	75

※ 脚本・演出・作画等のフリーランスとして働くクリエイターに対し、所属している複数の業界団体又は有識者を通じてヒアリングを依頼

アンケート調査

- 令和7年6月～7月にかけて、取引条件の明示状況等を把握するため、制作会社及びフリーランスに対してアンケート調査を実施

	アニメ分野
送付数	制作会社 : 417社 フリーランス : 1900者超
回収数	制作会社 : 130社 (回収率31.2%) フリーランス : 165者
実施期間	令和7年6月16日～7月22日

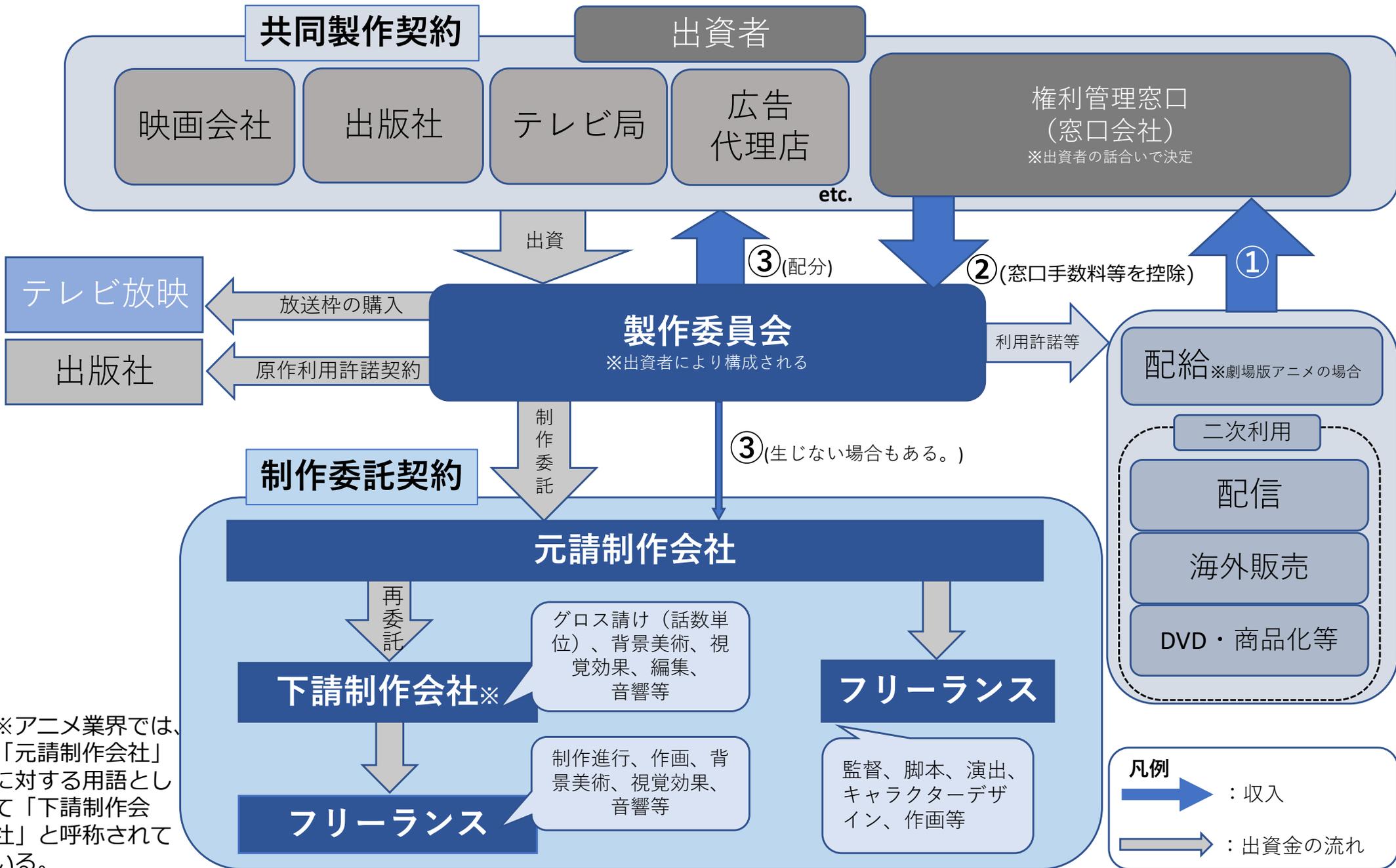
- ※ 制作会社向けアンケートについては、日本標準産業分類でアニメーション制作業等に分類される事業者等に対して回答を依頼
- ※ フリーランス向けアンケートについては、フリーランスが所属している業界団体又はヒアリングを実施した制作会社を通じて回答を依頼

情報提供フォーム

- 公正取引委員会のホームページ上に映画・アニメ共通の専用情報提供フォームを設置(令和7年1月29日)
- 同年11月末日までに両分野合わせて219件の情報が寄せられ、情報提供者へのヒアリングを実施

アニメ製作に係る市場の概要（取引主体）

取引主体と収益構造（製作委員会方式の場合）



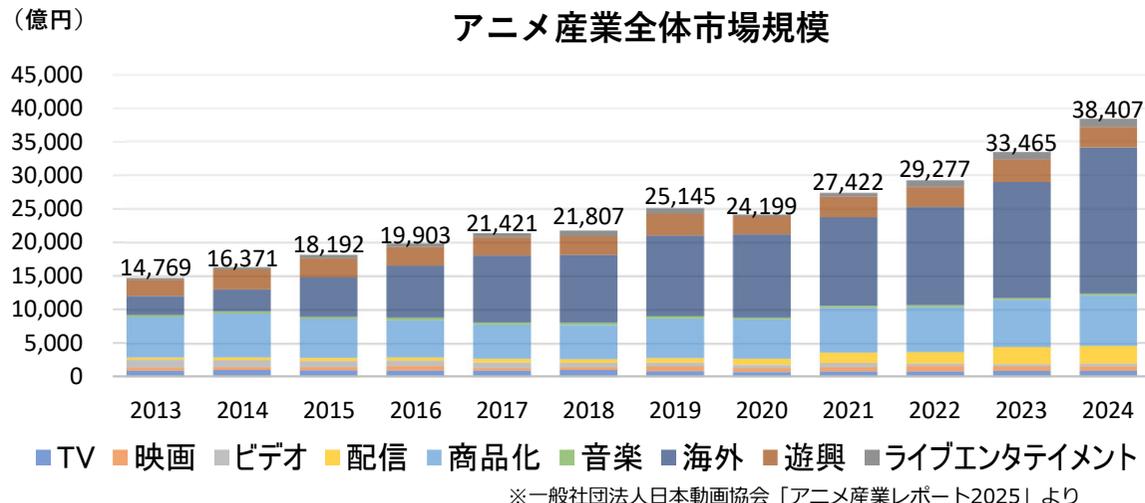
アニメ製作に係る市場の概要（市場規模等）

市場規模等

制作会社の事業概要等

アニメ産業全体市場規模

制作会社の資本金及び従業員数

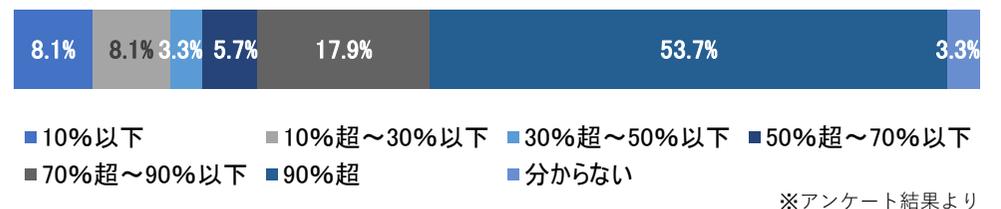


資本金 従業員数	制作会社の資本金及び従業員数				計
	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超	分からない	
10人以下	35 28.5%	3 2.4%	0 0.0%	1 0.8%	39 31.7%
10人超100人以下	40 32.5%	9 7.3%	9 7.3%	3 2.4%	61 49.6%
100人超	5 4.1%	6 4.9%	12 9.8%	0 0.0%	23 18.7%
分からない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	80 65.0%	18 14.6%	21 17.1%	4 3.3%	123 100.0%

※アンケート結果より

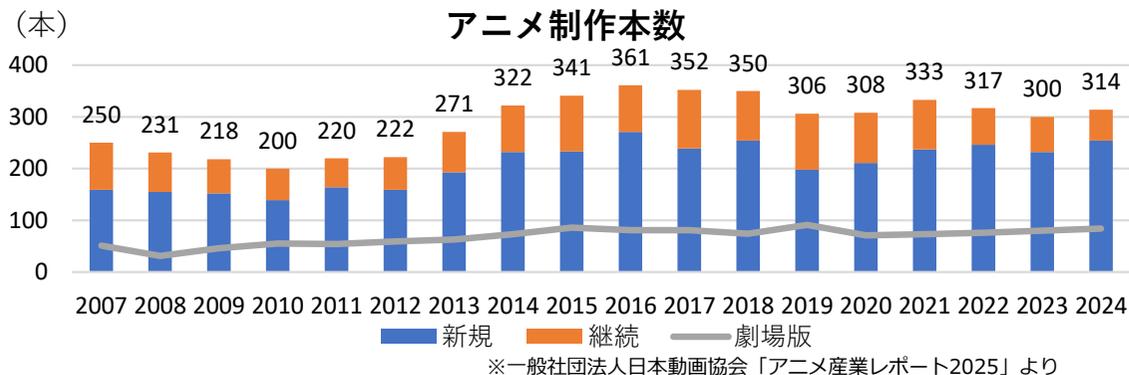
アニメ（制作会社）市場規模

制作会社の全売上高においてアニメ制作による売上高の占める割合



アニメ制作本数

制作会社・クリエイター（フリーランス）の数



アニメ分野	
制作会社	811社 (※1)
クリエイター	6,200人 (※2) うち5～7割がフリーランスとされる

※1) 一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2021」
 ※2) 安井洋輔「わが国のアニメ産業における供給面の課題」(2025)

	取引段階	問題となり得る行為	違反となり得る類型及び適用法令
製作委員会・元請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買ったたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 著作権の無償譲渡	
	制作過程支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	
		◆ 支払遅延（不払）	支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
元請制作会社・下請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買ったたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
	制作過程支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 減額・支払遅延（不払）	減額・支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
制作会社・フリーランス間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
		◆ 著しく低い報酬水準	買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法） 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）
		◆ 短納期発注による割増料金等の不払	
	制作過程支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 減額・支払遅延（不払）	減額・支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
			問題となり得る行為等
動画配信事業者・元請制作会社間の取引			協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示

調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、「必ず明示される」「概ね開示される」を合わせて約98%が取引条件を明示されている。
 - ヒアリング（元請制作会社）では、「ここ数年、ほとんどすべての取引で取引条件が明示された契約書が交付される」旨の回答が大半。
- ※ 明示された事項として、「制作委託費」「業務内容」「納入時期」「著作権の取扱い」「制作委託費の支払時期」「二次利用料・成功報酬・制作印税等の取扱い」は、それぞれ9割超との回答があった。

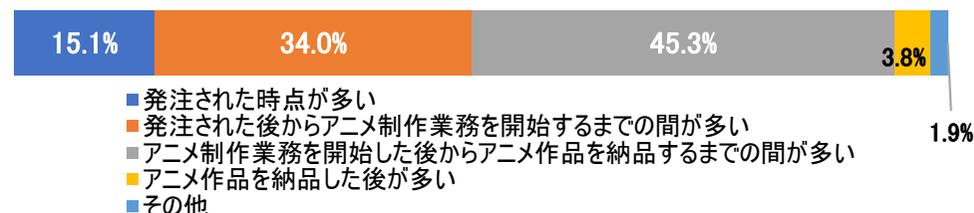
【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（元請制作会社）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は約15%、「発注後から制作業務開始までの間」との回答が約3割、「制作開始後から納品までの間」との回答が約45%、「納品後」との回答が約4%。
- ヒアリング（製作委員会）では、「（発注時点で）制作委託費、制作印税、納期、放送スケジュール、著作権の譲渡などの重要事項等を記載した発注書を交付している」、「発注の時点で制作委託費を決定できないと制作会社から伝えられるため、最低額を決めて発注書を出し、後から幅を持たせるようにしている」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「対価・納期といった取引条件の概要を定めた発注書を受けた後、交渉し、制作過程が3分の1程進んだ時点で契約書を交わす」、「（制作開始の連絡を受けてから）契約書の交付が1年以上遅れることもある」などの回答があった。

取引条件の明示状況（過去5年間）



取引条件等が明示される時期（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会との取引における取引条件の書面等による明示状況については、ほとんどの場合で重要事項を含む取引条件が明示されている一方で、明示時期については、製作委員会から元請制作会社への発注後、制作作業に着手した後である例が相当程度あるとみられる。この点、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）は、元請制作会社に対する情報成果物作成委託の発注に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社がアニメ制作を開始する前に取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で元請制作会社が業務を行うこととなるため、元請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

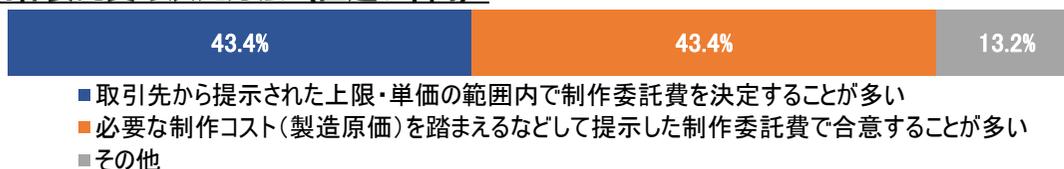
取引対価（制作委託費）の設定



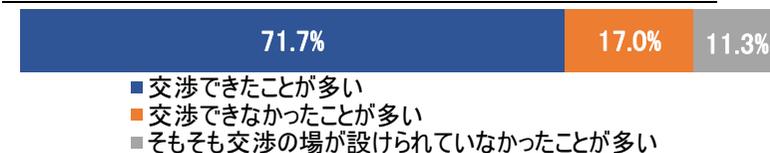
調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、過去10年で制作委託費が上がっているとの回答が約9割あった。制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約7割。
- 制作委託費のみによる営業損益については、約6割が「赤字」と回答したのに対し、制作印税等を含めた営業損益については約4割が「赤字」と回答。
- 制作委託費に「満足していない」との回答は約6割あり、その理由としては「要求クオリティが高くなっている」、「制作期間の長期化」、「物価上昇分が転嫁できない」とする回答が多い。
- ヒアリング（製作委員会）では、「制作委託費は10年前の倍以上になっている」、「制作会社の交渉力が強くなり、金額を指定されることもある」、「制作コストの上昇に対して制作印税を調整の落としどころとしている」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「制作委託費が上がっても、人件費がそれ以上に上がっている」、「当社のような小規模の元請制作会社では、大きく上がっているとの印象は無い」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「制作会社から要求される制作費の内訳はブラックボックスであり、実際にどのように使われているかは不明である。とはいえ、制作会社に『詳細を示してほしい』と要求すると、『それなら別の作品をやるので、制作をやめます』と断られてしまうような関係性だ」との回答があった。

制作委託費の決定方法（直近5年間）



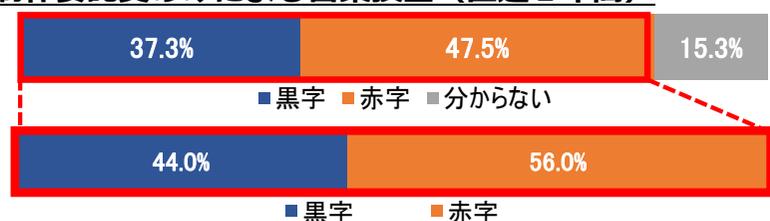
制作委託費の額についての交渉の可否（直近5年間）



制作委託費の水準の変化（過去10年）



制作委託費のみによる営業損益（直近1年間）



制作委託費の他、二次利用料、制作印税、成功報酬等を含めた場合の営業損益（直近1年間）



取適法上及び独占禁止法上の考え方

※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

制作委託費の水準は「上がっている」との回答が約9割あった一方で、制作委託費のみによる営業損益については約6割、制作印税等を含めた営業損益については約4割の元請制作会社が赤字と回答したことなどから、元請制作会社の収益性は依然として高くない状況にあるとも考えられる。このような状況が、直ちに取適法・独占禁止法違反となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に対して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、元請制作会社に帰属する著作権を譲渡する場合の対価について、「支払われていることが多い」との回答が約4割、「支払われていないことが多い」との回答が約2割であり、支払われる場合「制作委託費に含まれる」との回答が最も多かった。著作権の帰属主体や対価については、「交渉できたことが多い」との回答が約3割、「交渉できなかったことが多い」、「交渉の場が設けられていない」との回答が合計で約4割であった。
- ヒアリング（製作委員会）では、「著作権は出資している製作委員会が最終的に保有する」、元請制作会社に帰属する著作権が譲渡される場合の「譲渡対価は制作委託費に含まれている」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「権利を運用できる制作会社は限られるため、制作会社が著作権を持つ必要性は感じていない」、「制作費は実際に必要なコストに対して赤字ギリギリなので、著作権の対価が含まれるとは考えられない」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「著作権を元請制作会社が保有する場合、著作権ごと納品することを前提に制作委託費を支払っているので、別途譲渡対価という概念は生じ得ない」との回答があった。

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

帰属する著作権を譲渡する場合について著作権の対価の支払状況（過去5年間）



著作権の帰属主体・譲渡対価についての交渉状況（過去5年間）



取適法上及び独占禁止法上の考え方

著作権の譲渡対価について、製作委員会からは「著作権の譲渡対価は制作委託費に含まれる」との回答があったが、元請制作会社からは「制作費が実際に必要なコストに対して赤字ギリギリなので、著作権の対価がふくまれるとは考えられない」との回答があり、元請制作会社は著作権を実質的に無償譲渡している又は対価として不十分と認識している場合があるものと考えられる。この点、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、通常支払われる対価より著しく低い額を不当に定める場合は、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、製作委員会が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法上の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、制作委託に際して、成果物と併せて著作権を自己に譲渡させる場合に、優越的地位を利用して、一方的に元請制作会社に著しく低い対価で譲渡させることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

調査結果

- ヒアリング（製作委員会）では、「作品の制作が中止になった場合の補償は、稼働の実態に応じて支払う。制作開始前に中止となった作品の金銭補償を求められることは無い。同じラインで別の作品を制作できるか等、前向きな協議をすることはしばしばある」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「数千万円をかけてプリプロ（プリプロダクション）を進めていた。しかし、途中で制作中断し、それまでに生じた費用も支払われなかった」、「企画開発を別契約として報酬を支払ってくれることもあるので、その場合は企画倒れになっても制作会社が不利益を被ることは無い」との回答もあった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

元請制作会社から、製作委員会が元請制作会社に行った発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた元請制作会社の費用等を負担しないとする回答があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注取消しを行い、元請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより元請制作会社に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

追加制作委託費の支払

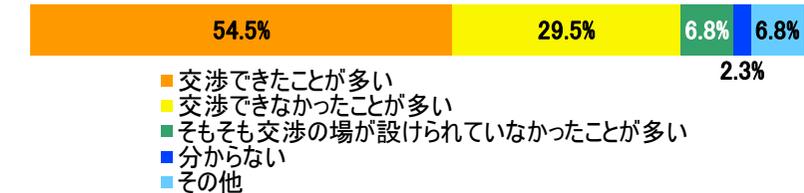
調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が8割を超えた。追加費用が生じる場合の交渉は、一定程度行われているとみられるが、追加費用の支払については、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い」という回答が合計で4割弱、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答が合計で4割強。
- ヒアリング（製作委員会）では、「制作費増加の要望がしばしばあり、都度覚書で取り決める。どの工程で制作費増加の必要が聞き取り、追加の出資をしないとどのような事態が発生するか確認し、協議の上制作費増加の是非を決定する」、「制作会社からの追加要望があれば、協議した上で支払っている」、「製作委員会は全会一致が必要なので、幹事会社が支払いに問題無いと考えていても、追加で支払えないことが多い」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「追加予算が必要となった場合は、制作委員会と要因を含め交渉する」、「仮に全額出してもらったとしても一般管理費までは出ないため、制作のコストがオーバーした時点で、会社としては赤字となる」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「制作費は基本的にスタジオの言い値を受け入れざるを得ないので、原作者リメイクがあると製作委員会としては大変苦しい」との回答があった。

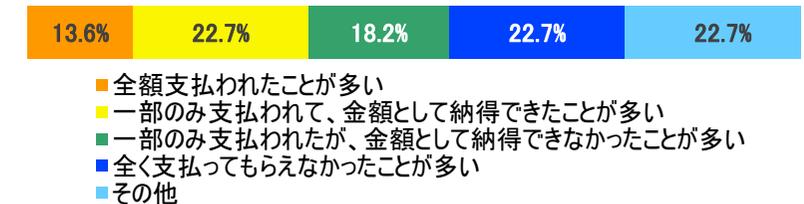
追加費用が生じた場合の有無（過去5年間）



追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



追加費用の支払の有無（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

8割超の元請制作会社から過去5年間に、「追加の費用が生じた場合があった」との回答があったが、製作委員会から追加の費用について協議等によって支払われる場合もあるとの回答もある一方で、元請制作会社は責めに帰さない追加費用について製作委員会が支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることによって、元請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を元請制作会社に対して支払わない等元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

調査結果

- ヒアリング（元請制作会社）では、「製作委員会への出資が固まっていないことを理由に、期日までに支払いがなされなかった」、「契約上、初回支払期日が納品前のことがあるが、その期日には支払ってもらえず、なし崩し的に入金が無いこともある」などとの回答があった。
- 事業者団体からは、「製作委員会の中で手続きが滞って支払遅延となることは無い。支払遅延が起こるとすれば幹事会社内の手続の問題であろう」、「支払に関しては、業界全体として、ここ数年本当にしっかりと取り組んでいる。もしかすると5年前はまだ完璧ではなかった部分があったかもしれないが、特に、ここ1～2年は念入りに確認している」との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、製作委員会が、制作委託費をその支払期日の経過後なお支払わない場合があるとの元請制作会社の回答があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（元請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。

（※）

※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、アニメの制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日より前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無にかかわらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。

- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に制作委託費を支払わないことにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

取引条件の明示状況、明示時期

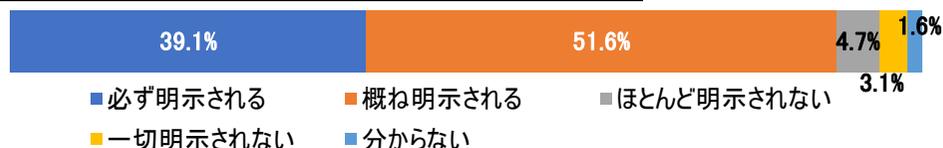
調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（**下請制作会社**）では、取引条件を「必ず明示される」、「概ね開示される」との回答が合わせて9割を超えた。
- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「制作開始までの期間が短い場合などは発注書で代替することもある」旨の回答があった。

※ 明示された事項として、「業務内容」、「制作委託費（金額の多寡）」は9割を超えた。一方、「著作権（財産権）等の取扱い（著作権の譲渡・帰属などに関する内容等）」は約4割、「二次利用料・成功報酬・制作印税等の取扱い」、「当初予算超過時の取決め」、「当該作品の収支状況の開示に関する取扱い」は、1～2割程度であった。

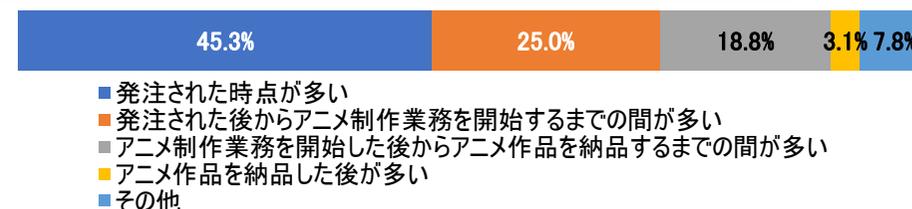
取引条件の明示状況（過去5年間）



【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（**下請制作会社**）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は5割弱であった一方で、「発注後から制作業務開始までの間」「制作開始後から納品までの間」「納品後」との回答も5割弱あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「製作委員会との契約において権利処理義務を負う元請制作会社が後々困るため、取引条件を提示するよう努めている」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「契約書はあるが、締結時期は遅い」、「業務着手時点で契約書が作成されていない場合もたまにある」などの回答があった。

取引条件等が明示される時期（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

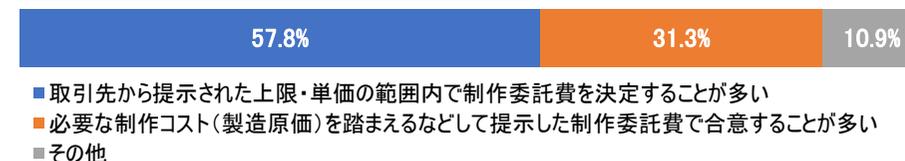
取引条件の明示はおおむね行われているものの、書面等による取引条件の明示が発注時点で行われるとする回答は5割程度にとどまる。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合は、元請制作会社は、下請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、取引条件を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、元請制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、下請制作会社が委託業務に着手する前に書面等により取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で下請制作会社が業務を行うこととなるため、下請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

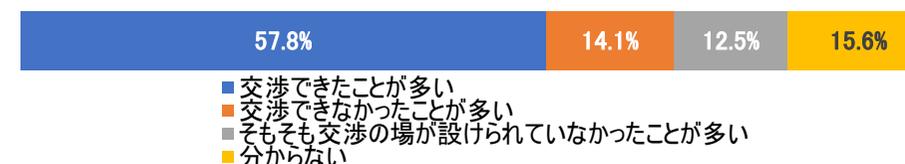
調査結果

- アンケート（下請制作会社）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い」との回答が約6割、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が約3割あった。
- 制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約6割。
- 約8割の下請制作会社が、制作委託費の水準が上がっていると回答しているが、制作委託費のみによる営業損益につき、3割強が「赤字」と回答した。
- 約7割の下請制作会社が制作委託費に「満足していない」とし、「要求クオリティが高くなっている」「そもそもの制作委託費が低い」「物価上昇分が転嫁できない」を主な理由とした。
- ヒアリング（元請制作会社）では、「近年の物価高を受けて、当社から上乗せの必要がないか打診している」、「労務費等の転嫁が必要な場合があることは承知しているが、説明や根拠も示されずに価格引上げだけ求められることもあるので、交渉が必要になる」などの回答があった。
- 下請制作会社からは、「求められるクオリティが上がっているにもかかわらず、単価は昔と大して変わっていない」、「制作委託費の増加分は制作期間延長に伴う人件費の増加分、諸経費の増加分にあてがわれているため、当社の実質的な報酬が上がっているという実感は無い」などの回答があった。

制作委託費の決定方法（過去5年間）



制作委託費の額の交渉の可否（過去5年間）



制作委託費の水準の変化（過去10年）



制作委託費のみの営業損益（直近1年間）



※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

制作委託費の水準は「上がっている」との回答が約8割あった一方で、制作委託費のみによる営業損益については下請制作会社の3割強が赤字と回答したことなどから、下請制作会社によっては収益性が低い状況にあると考えられる。このような状況が、直ちに取適法・独占禁止法違反となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社に対して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、元請制作会社が、下請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

調査結果

- ヒアリング（**下請制作会社**）では、音響の下請制作会社から、「自らに非が無いのに（作画工程の変更の結果音響効果が不要になったなどで）取引が中止になる場合、途中の作業量分までの報酬は支払われる」、「スケジュールが変更になっても、元請制作会社との契約が途中で切れることは無い」などの回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

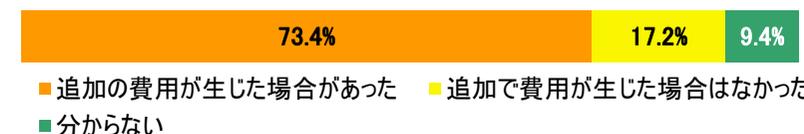
下請制作会社から、発注が取り消された場合には、「途中の作業量分までの報酬は支払われる」、「スケジュールが変更になっても、元請制作会社との契約が途中で切れることは無い」との回答があり、元請制作会社が、下請制作会社に不利益が生じないように努めているとの回答がみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、下請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより下請制作会社に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

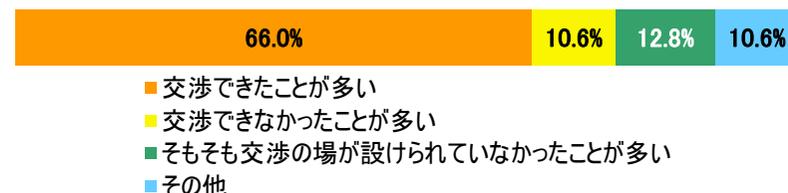
調査結果

- アンケート（**下請制作会社**）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が7割を超えた。追加費用が生じる場合の交渉については、一定程度出来ていると思われるが、追加費用の支払については、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて金額として納得できたことが多い」という回答は、合わせて6割弱、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答は合わせて3割弱あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「下請制作会社は、成果物の納品後直ちに制作費の全額を請求してくる」、「月額払いの場合はリテイク指示により月をまたいで作業が延長すればその分の金額を支払っている」との回答があった。
- 下請制作会社**では、「カットごとの受注の場合は、リテイクが発生した場合は、追加の作業料が発生することが通常である」、「求めるクオリティに達していない場合、リテイクを要求されることがあるが、クオリティの判断基準は曖昧」、「制作内容の変更により制作期間が延長し、当初の制作委託費では不足する場合、追加の交渉をする。必ず追加されるとは限らない」、「仕上げ工程を請けたが、前工程に対する修正が発生し、契約外の動画検査として泣く泣く修正させられる」との回答があった。

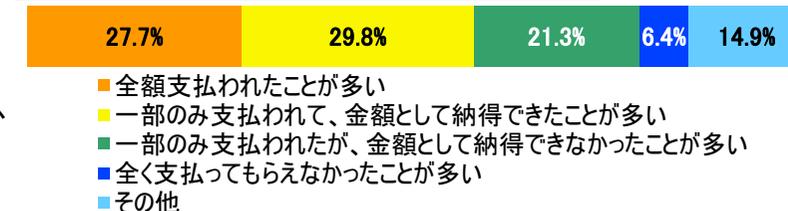
追加費用が生じる場合の有無（過去5年間）



追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



追加費用の支払の有無（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

7割超の下請制作会社から追加費用を要する状況が生じた経験があったとの回答があったが、元請制作会社と下請制作会社の協議等によって元請制作会社から追加の制作委託費が支払われる場合もあるとの回答もあった。一方で、追加費用の発生原因が下請制作会社の責めに帰さないと考えられる場合であっても、元請制作会社が追加費用を支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることによって、下請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を下請制作会社に対して支払わない等、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

減額・支払遅延（不払）

調査結果

【減額】

- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「元請制作会社からグロス請けをしたがアニメ制作終了後、当初提示された金額から減額された額が振り込まれた。その後定期的に残債分を支払うように催促しているが未だに支払われていない」、「発注者がこれまで報酬の金額から振込手数料を一方向的に減額していた」という回答があった。

【支払遅延（不払）】

- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「納品したが、支払期日になっても支払がなく確認したところ、『お金がないので支払えない』と言われ、一年経った今でも支払われていない」、「報酬を踏み倒されたことは幾度かある」などの回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

【減額】

一部ではあるが、発注時の代金額から、減額されたと回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価を減額し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）として問題となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

【支払遅延（不払）】

一部ではあるが、代金をその支払期日の経過後なお支払われない又は不払があると回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象の取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。（※）
- ※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。また、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に代金を支払わないことにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（フリーランス）では、「仕事の内容」、「報酬の額又は単価」、「支払期日」、「納入時期」について、「事前に書面で伝えられている」とする回答が約4～5割程度であった。
- ヒアリング（制作会社）では、「取引条件は、複写式の制作伝票（発注書）に記載している」との回答があった。
- 事業者団体からは、フリーランス法の影響で積極的に明示を行っている、契約形態によって明示状況が異なる旨の回答があった。

【書面等による取引条件の明示時期】

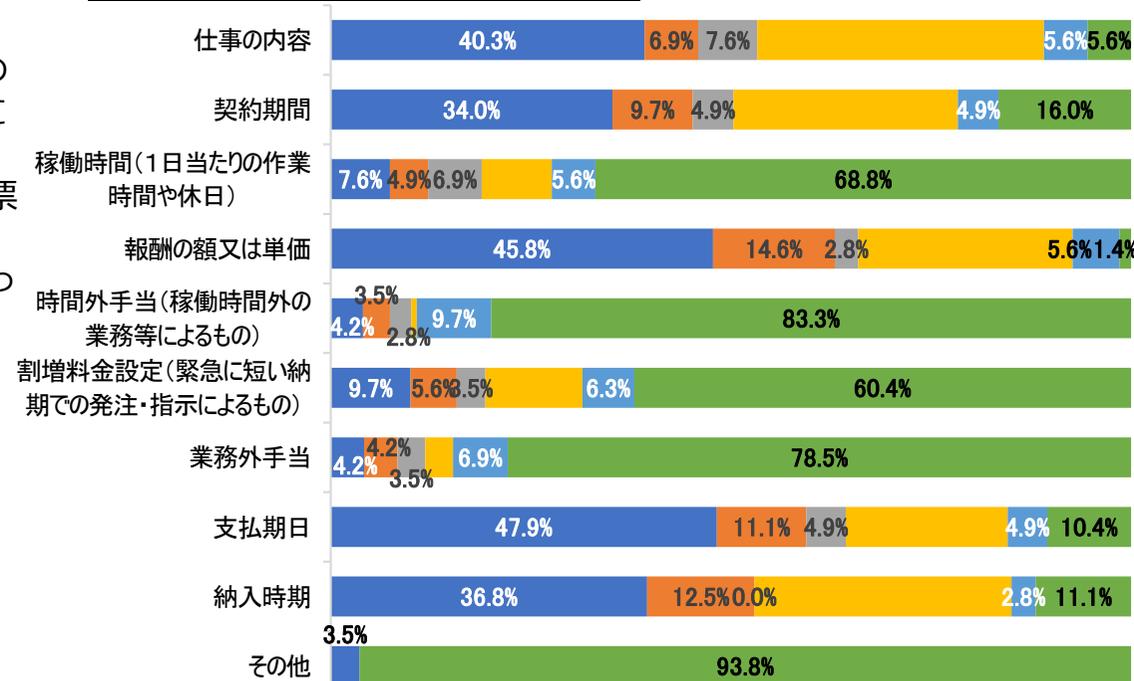
- アンケート（フリーランス）では、「発注された時点が多い」との回答が約4割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「初回打合せで発注書と契約書にサインしてもらうことが多い」との回答があった。
- フリーランスからは、過去のトラブルの経験から「着手前には書面をもらうように交渉している」との回答があった。

取引条件等が明示される時期（過去3年間）



- 発注された時点が多い
- 発注された後からアニメ制作業務を開始するまでの間が多い
- アニメ制作業務を開始した後から納品する（業務完了）までの間が多い
- 納品した（業務完了）後が多い
- その他

取引条件の明示状況（過去3年間）



- 事前に書面等で伝えられている
- 事前に書面等で伝えられない場合がある
- あまり事前に書面等では伝えられない
- 事前に書面等では伝えられないが、口頭では説明される
- 事前に書面等での説明も口頭での説明もない（後で伝えられる）
- そのような条件は定められない

※ 直近の3年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

フリーランス・事業者間取引適正化等法上の考え方

書面により取引条件が明示されることが多くなってきているとのフリーランスの回答もある一方で、取引条件のうちフリーランス・事業者間取引適正化等法上書面等で明示することが求められている「仕事の内容」、「報酬の額または単価」、「支払期日」、「納入時期」等の主要な事項であっても、書面等での明示等が発注時点で行われることは半分以下にとどまるとみられる。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象である場合に、制作会社は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、フリーランス・事業者間取引適正化等法で規定する明示すべき事項を記載した発注書面などの書面等により取引条件を明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）。
- ▲ また、制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により取引条件を明示することが求められる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書）。

調査結果

- アンケート（フリーランス）では、報酬水準について「上がっている」との回答が約7割あった。
- 報酬への満足度は、半数以上が「満足していない」と回答した。理由としては、「物価の上昇に追いついていないから」、「そもそもの報酬/単価が低いから」という回答が約9割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「作画の報酬単価はこの3年で130%上昇している」、「出来高制であった職種も人材確保のために拘束契約（月額報酬）とすることが急増しており人件費が上昇している」、「拘束契約や社員化が進んでいるため報酬水準は桁違いに上がっている」との回答があった一方で、「自転車操業であり、交渉に十分に応じてあげられていない」との回答もあった。
- フリーランスからは、「動画は200円～250円位の単価仕事なのでまともに生活費を得られない」、「クオリティが高い作画が求められており、単価が上がっても作業量には見合っていない」、「演出の報酬はここ数年上昇しているが、業務が増加しているため割に合わない」、「交渉するには、次の仕事が無くなる可能性があることを覚悟しないといけない」などの回答があった。

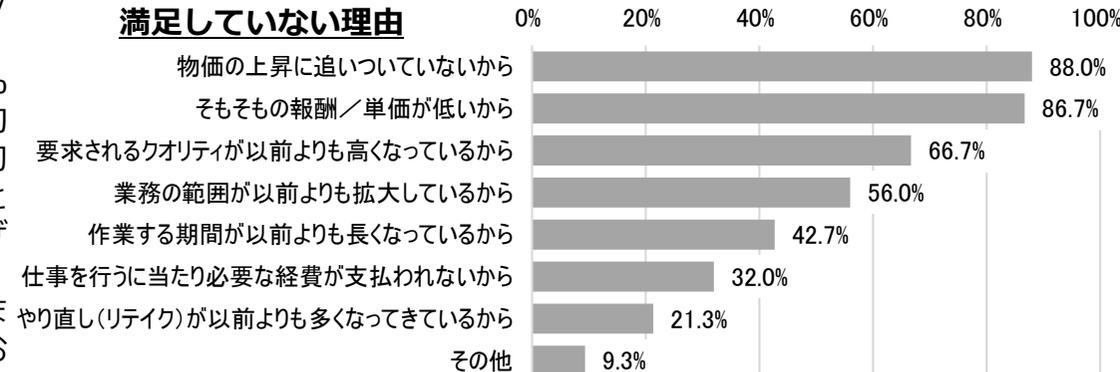
報酬水準の変化（過去10年）



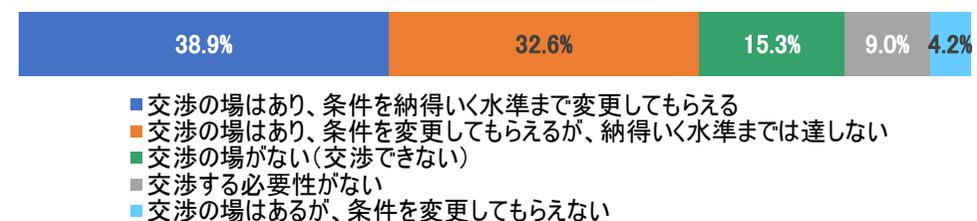
報酬水準への満足度



満足していない理由



報酬の額や単価に係る交渉状況（過去3年間）



※ 直近の3年間等における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

報酬の水準については、職種によって傾向が異なるとみられるものの、7割のフリーランスが報酬の水準が上昇していると回答しており、報酬の水準が上昇傾向にあるとみられる。しかし、物価の上昇や、そもそもの報酬/単価が低かった、要求クオリティの高度化といった理由により、過半数が現在の報酬水準に満足していない。このような場合に、直ちに、フリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法違反となるわけではないが、

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買ったたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスから価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2条第4号）。

調査結果

- ヒアリング（制作会社）では、「短納期でフリーランスに発注するのであれば特急料金を支払うことはある」との回答があった。
- フリーランスからは、「急を要する発注の場合は、交渉して特急料金をもらうようにしている。増額根拠が明確なので短納期の場合は比較的交渉しやすい」との回答があった。一方で、「どれだけ急ぎの仕事であっても、夜中に稼働せざるを得ない仕事であっても、割り増し料金というものは無い」との回答もあった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

制作会社がフリーランスに対して、短納期での発注を行ったにもかかわらず、割増料金がなかった等のフリーランスの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買ったたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常対価に比し著しく低い代金を不当に定めることは、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第4号）。また、制作会社が、フリーランスから短納期発注についての価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

調査結果

- ヒアリング（フリーランス）では、「絵コンテの確認など準備作業を進めていた段階で発注を取り消されたが、着手していた分の報酬は出なかった」、「発注が取り消されたことによって空いてしまった期間に他の仕事をすぐに見つけることはできないため、急に仕事を取り消されてしまうと生活が立ち行かなくなることがある」との回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

一部の取引において発注が取り消され、既に行った作業に対する報酬等が支払われなかった旨の回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに発注を取り消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合は、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。

調査結果

【期間延期・延長】

- ヒアリング（フリーランス）では、「月額固定報酬のフリーランスとしては、延長されてもその分報酬が継続して支払われるため、報酬面でデメリットは無い」との回答があった一方で、「1話単位の報酬となる職種の場合は、制作期間が延長すると、増額なく拘束期間が伸びるため、延長した分報酬価値が相対的に下がる」との回答もあった。

【やり直し（リテイク）】

- ヒアリング（フリーランス）では、「海外に発注した作画の低クオリティが原因で、1話分まるまるリテイクとなり、（色指定検査を担当していた自分は）実質的に2話数分の作業を行ったのだが、報酬は当初に決めた1話分の単価しかもらえなかった」、「製作委員会によるリテイクの際の追加報酬は出ない。製作委員会によるリテイクは理不尽な内容が多く、前の工程の段階で製作委員会から承諾を得ていたにもかかわらず、『キャラクターの顔がかわいくないのもう少しかわいくして』などと、漠然としたリテイク指示もある」との回答があった。
- 事業者団体からは、「絵コンテなどはリテイクを求められることはあるが、重要な役割であるため、仕事の性質上リテイクが前提となっている」との回答があった。

【当初の給付内容と異なる作業の追加】

- ヒアリング（フリーランス）では、「他セクションの未熟な作業の尻拭いをさせられる場合であっても、追加報酬は無い」、「（動画検査であるのに）通常は作画監督が行う範囲まで修正をさせられ、作画監督としての報酬は出ない」、「第二原画の案件を受けたが、締切りに間に合わないということで本来作画監督が行う業務（第一原画の修正）も作業をさせられた」との回答があった。

【その他の給付内容の変更】

- ヒアリング（フリーランス）では、「急務の作業や納期の早期化により作業が忙しくなることはあるが、それにより追加報酬が支払われることは無い」、「動画検査の1話当たりの作業期間は3か月であるが、多くの場合でスケジュールは遅延し、ひどい場合だと作業期間が1か月よりも短くなる。仕事量が変わるわけではないが、そうなるも特急料金など報酬が増えることは無い」との回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

フリーランスから、期間延期・延長、当初の給付内容と異なる作業の追加、やり直し（リテイク）、その他の給付内容の変更があり、追加報酬等が支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合は、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合には取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。

調査結果

【減額】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「私の責任ではなく制作会社の都合でヘルプを付けざるを得なくなった際、私の報酬からヘルプ費用を補填するということで、当初合意していた単価から数万円減らされた」、「契約期間を定めた半拘束で請けた際に、最終月の報酬が支払われなかったことがある」、「制作会社への請求時に、振込手数料を負担してもらう旨を記載した上で請求書を発行しているにもかかわらず、振込手数料を報酬から勝手に差し引かれることがある」との回答があった。

【支払遅延（不払）】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「制作会社の資金繰りの悪化で、支払いが支払期日から遅れたことがある」、「納品したにもかかわらず、数話分の報酬が支払われなかったことがある。この作品は遅延等により長期間携わった作品で、平行して他の仕事を請けることもできなかったため、収入の無い期間が長く続いた」、「制作会社から、月額報酬と説明を受けていたにもかかわらず、一部期間無報酬とされたことがある」などの回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

【減額】

一部ではあるが、フリーランスから、納品後に当初合意のあった金額から減額されたことがある、振込手数料分を減額されたことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずることはフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（報酬の減額）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1条第2項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、委託代金の額を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。

【支払遅延・不払】

一部ではあるが、フリーランスから、支払期日に遅れて支払われたことがある、報酬が一部支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの給付の内容について検査をすることがどうかを問わず、受領日（フリーランスから成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお報酬を支払わない場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（期日における報酬支払義務違反）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスへの委託代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合は取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1条第2号）。

制作委託費等の取引条件

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、制作委託費の額について（国内外の配信事業者と）「交渉できたことが多い」との回答が75%。制作委託費の額への満足度は「満足している」が25%、「満足していない」という回答が約6割あった。制作委託費以外の報酬への満足度については、「満足している」が1割弱、「満足していない」との回答が半数あった。
- ヒアリング（動画配信事業者）では、「制作委託費とは別に制作委託費の何%といった形で、一定割合を一般管理費として口座を分けて支払っている」、「サブスクリプション契約で、個々の作品が直接収益に紐づくものではないため収益に連動させる報酬支払方法は難しい」との回答があった。制作委託費以外の報酬については、「制作委託費以外の報酬（制作印税、成功報酬）を支払うことは一般的ではないが、作品の経緯や個別の交渉次第で何らかの追加報酬を支払う合意をする可能性もある」との回答があった。また、追加費用については「追加費用が生じた場合は根拠を提示してもらえれば、協議の上、超過分を負担している」との回答があった。
- 元請制作会社から、「費用の内訳を逐一報告する必要があり、印税が無いものの必ず実費の制作コストは回収できる。製作委員会方式と異なり、絶対に赤字にはならないのは制作会社にとってメリットが大きい」との回答があった。一方で、「外資系動画配信事業者は買い切りの契約であるため、制作印税といったヒットの恩恵はなく、一時的な額面は多くとも、作品の生み出す経済価値は低くなる」との回答もあった。

取適法上の考え方

動画配信事業者と元請制作会社から、製作コストが実費として支払われる他、元請制作会社の一般管理費が別途支払われる、追加費用が発生した場合には合理的な根拠が示されればほとんどの場合で支払われる旨の回答があり、元請制作会社が営業利益（黒字）を得やすい状況にあるものとうかがえる。一方で、制作印税や成功報酬等の仕組みは一般的には採用されておらず、動画配信事業者が制作委託費を全額負担する代わりに著作権の譲渡を受ける「買い切り方式」が一般的であるとみられ、製作委員会方式で制作印税等を得ている元請制作会社からは結果的に利益が大きくない旨の回答もある。このような状況が直ちに取適法上問題となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合、元請制作会社からレベニューシェア型（作品の売上や視聴回数等に応じて支払われる成果連動型の報酬方式）を含めた価格に関する協議の求めがあったにもかかわらず、動画配信事業者が、協議に応じなかったり必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

制作委託費の決定方法（過去5年間）



- 取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い
- 必要な制作コスト（製造原価）を踏まえて提示した制作委託費で合意することが多い
- その他

制作委託の額についての交渉の可否（過去5年間）



- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- 分からない

制作委託費の額への満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

制作委託費以外の報酬についての満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

動画配信事業者による視聴回数等の情報開示

調査結果

【視聴回数等情報の意味合い】

- ヒアリング（製作委員会・元請制作会社）では、「マーケティングの観点から、視聴された回数は把握したい」「次回作品の制作・配給・興行に生かせないため、最低でも視聴人数、更には年齢別の視聴人数といったデモグラフィックなデータがあればうれしい」との回答があった。

【視聴回数等情報の開示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、（国内外の配信事業者からの）視聴回数の開示につき、「開示されることが多い」及び「閲覧請求を行えば開示されることが多い」との回答が5割、「開示されないことが多い」との回答が5割であった。
- ヒアリング（動画配信事業者）では、「配信後に作品の振り返りの場を必ず設けており、同作品がどの程度視聴された等については、必要に応じて共有している」などと、一定程度の情報開示を行っている旨の回答があった。一方で、ユーザーの属性や視聴時間帯等の詳細な情報については、費用が掛かることや営業秘密であることを理由として開示を行うことが困難であるとする等の回答があった。
- 製作委員会及び元請制作会社（配信事業者から制作委託を受けた経験のある会社）からは、「国内動画配信事業者には再生数のデータは毎月ごとに結果を出してくれる会社もあるが、特に海外配信事業者は全く情報を出さない」との回答があった。

閲覧回数の開示状況（過去5年間）



- 開示されることが多い
- 貴社から動画配信事業者に閲覧請求を行えば開示されることが多い
- 開示されないことが多い

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

競争政策上の考え方

ヒアリング調査によると、動画配信事業者は、製作委員会や元請制作会社といった取引先（コンテンツプロバイダー）に対して、特にフラット型契約（許諾期間等に応じたライセンス使用料（固定額）を取引対価とする契約）となっている場合は、視聴回数等の情報を開示していない又は開示する情報の内容や精度がコンテンツプロバイダーの望む程度に達していない場合があるとみられる。これらの情報は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、制作委託費又はライセンスの対価の交渉の基礎となり得るものである。

動画配信事業者は、取引の相手方であるコンテンツプロバイダーに対して取引上の地位が優越している可能性があり、動画配信事業者が視聴回数等の情報をコンテンツプロバイダーに提供しない場合に優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、両者の間で十分な協議が行われたか、動画コンテンツの需給関係等の事情を勘案して総合的に判断されることとなる。そのため、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、コンテンツの対価については、動画配信事業者とコンテンツプロバイダーの間における十分な交渉を通じて設定されることが望ましく、そのため、レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、動画配信事業者は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉に必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴状況等に係る情報を提供することが望ましい。

- ◆ 独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、製作委員会の構成事業者、制作会社、フリーランスに係る関係事業者団体等に対して、本報告書の内容を周知。
- ◆ 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処。
- ◆ 本報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。